

令和2年10月13日発行



農業担い手メールマガジン臨時号（第322号）



【パワーショベルも農業経営基盤強化準備金制度の対象資産になります】

農業者の方が自らパワーショベルなどを用いて畦畔除去などの簡易な圃場整備を行う事例が増えて
います。

こうした農業用に使用するパワーショベルやブルドーザーなどの自走式作業用機械についても農業
経営基盤強化準備金制度の対象資産となりますので、ご活用ください。

特例の適用には、農業経営改善計画の取得計画に取得予定の機械を記載いただく必要があります。

詳しくは、お近くの農林水産省県域拠点にお問合せ下さい。

◇詳しくはこちら

https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/junbikin_tetuduki_shiryou.html

◇お問い合わせ先

農林水産省経営局経営政策課経営税制グループ

TEL：03-3502-6441（直通）



- 電子出版：農業担い手メールマガジン
- 発行日：毎月1回発行
- 発行元：農林水産省経営局経営政策課 担当：小川、山本、三上

☆ このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから

→ https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_hyousyoushu/hyousyoushu_merumaga.html

☆ このメルマガの配信変更、配信解除、パスワード再発行等はこちらから

→ <https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>

